

3 ごみ処理の評価

(1) ごみ処理の分析

人口1人1日当たりごみ排出量、資源化率、最終処分率などの詳細分析は、令和4年度に策定する基本計画において評価をしていきます。

(2) ごみ処理の目標の達成状況

①ごみ排出量

- ・令和3年度目標値をクリアしているが、人口減少が予測より進行していることから、人口1人当たりで考えると目標値と同等の状況と思われる。
- ・可燃ごみは目標値を大きく下回っているものの、資源ごみは全ての項目で増えている。要因としては、その他プラとペットボトルの分別が住民に浸透したものと思われる。
- ・粗大ごみの可燃物が目標値より大幅に増加しており、要因の詳細調査が必要である。
- ・公共施設のごみが目標値より大幅に増加しており、要因の詳細調査が必要である。

ごみ排出量の達成状況

項目		単位	目標 R3	目標 R8	実績 R2	達成状況 (R3目標対比)	
人口		人	17,151	16,764	16,895	評価	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,401	3,259	3,057	○ 344 t、10.11%減
	粗大ごみ	可燃物	t/年	244	228	409	× 165 t、67.62%増
		不燃物	t/年	1	1	1	
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	187	163	197	× 10 t、5.35%増
		ペットボトル	t/年	48	47	55	× 7 t、14.58%増
		その他プラ	t/年	137	134	185	× 48 t、35.04%増
	繊維ごみ	事業系ごみ(収集)	t/年	-	-	7	
(計)		t/年	4,018	3,832	3,911	○ 107 t、2.66%減	
直接搬入	し尿残渣	し渣	t/年	-	-	0	
		汚泥	t/年	-	-	0	
	事業系ごみ	事業系ごみ(持込)	t/年	445	423	460	× 15 t、3.37%増
		商店ゴミ	t/年	329	314	362	× 33 t、10.03%増
	公共施設	施設のごみ	t/年	95	91	121	× 26 t、27.37%増
	清掃、不法投棄	その他	t/年	201	190	191	○ 10 t、4.98%減
(計)		t/年	1,070	1,018	1,134	× 64 t、5.98%増	
集団回収	古紙・古布	t/年	706	780	466	× 240 t、33.99%減	
総排出量		t/年	5,794	5,630	5,511	○ 283 t、4.88%減	

②資源化率

- ・令和3年度目標値をクリアしているが、人口減少が予測より進行していることから、人口1人当たりで考えると目標値と同等の状況と思われる。
- ・資源化率は、減少しながら推移すると考えられるため、今後も資源化率向上に向け、資源化を推進するための施策を実施する必要がある。
- ・先進事例を調査し、更なる資源化の推進に努める必要がある。

資源化量の推移

項目		単位	目標 R3	目標 R8	実績 R2	達成状況 (R3目標対比)
資源ごみ (缶・瓶)	スチール缶	t/年	33	29	26	×
	アルミ缶	t/年	4	3	8	○
	ビン(カレット、青)	t/年	10	9	0	×
	ビン(カレット、白)	t/年	38	33	24	×
	ビン(カレット、茶)	t/年	33	28	24	×
	選別後ガラス	t/年	64	55	91	○
	ガラス・瓶屑	t/年	28	24	74	○
ペット	ペットボトル	t/年	22	18	20	△
廃プラ	廃プラ	t/年	141	138	180	○
粗大ごみ	粗大鉄くず	t/年	66	65	108	○
	新聞	t/年	1	1	1	-
	雑誌		4	4	4	-
	段ボール	t/年	7	7	13	○
繊維ごみ	繊維ごみ	t/年	510	498	475	×
集団回収	古紙・古布	t/年	562	530	466	×
資源化量合計		t/年	1,523	1,442	1,670	○
資源化率		%	25.9	25.0	28.8	○

(3) ごみ処理の評価

①排出抑制

- ・粗大ごみは平成19年10月から、一般家庭ごみは平成20年10月から有料化し、発生抑制・減量化の推進を行っている。
- ・平成27年度から家庭用生ごみ処理機器の購入に対する助成を開始したが、利用者は少ないため、啓発を十分に行う必要がある。

②収集運搬

- ・本町では、委託による戸別収集を行っており、住民のごみ出しの利便性を図りつつ、平成 26 年 10 月からプラスチック製容器包装の分別回収を開始している。

③中間処理

- ・集団回収量については、まだまだ分別の余地が残されていると考えられる。

⑤最終処分

- ・最終処分量とともに最終処分率は減少傾向にあり、今後も継続して削減することが望まれる。

(4) 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針における分別収集区分は、類型Ⅰ～Ⅲに区分されており、本町は類型Ⅱの分別を実施している。

更に細分化された分別収集区分である類型Ⅲに対し、実施できていない項目としては、生ごみの資源化、廃食用油等のバイオマスなどがあげられる。

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	混合収集し、選別して再資源化している
	①-2 ガラスびん	①-1 と混合収集、選別して再資源化している
	①-3 ペットボトル	収集後に減容して再資源化している
	①-4 プラスチック製容器包装	収集後に委託して RPF を製造し燃料として再生している
	①-5 紙製容器包装	集団回収と持ち込みのみ
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		集団回収と持ち込みのみ（布類は有償）
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		実施していない
④小型家電		受入れは役場及び文化会館のみ、持ち込みは有料
⑤燃やすごみ		全連続燃焼式流動床式焼却炉 焼却時に発生する熱をエネルギーとして利用していない
⑥燃やさないごみ		金属等の回収、燃やせる残さの選別を実施
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		①-1 と同日別袋で乾電池、水銀体温計、蛍光管を収集
⑧粗大ごみ		粗大ゴミ処理券を貼り付けて収集日に収集又は持ち込み 金属等の回収、燃やせる残さの選別を実施

◇「RPF」とは Refuse derived Paper and plastics densified Fuel の略称で、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料